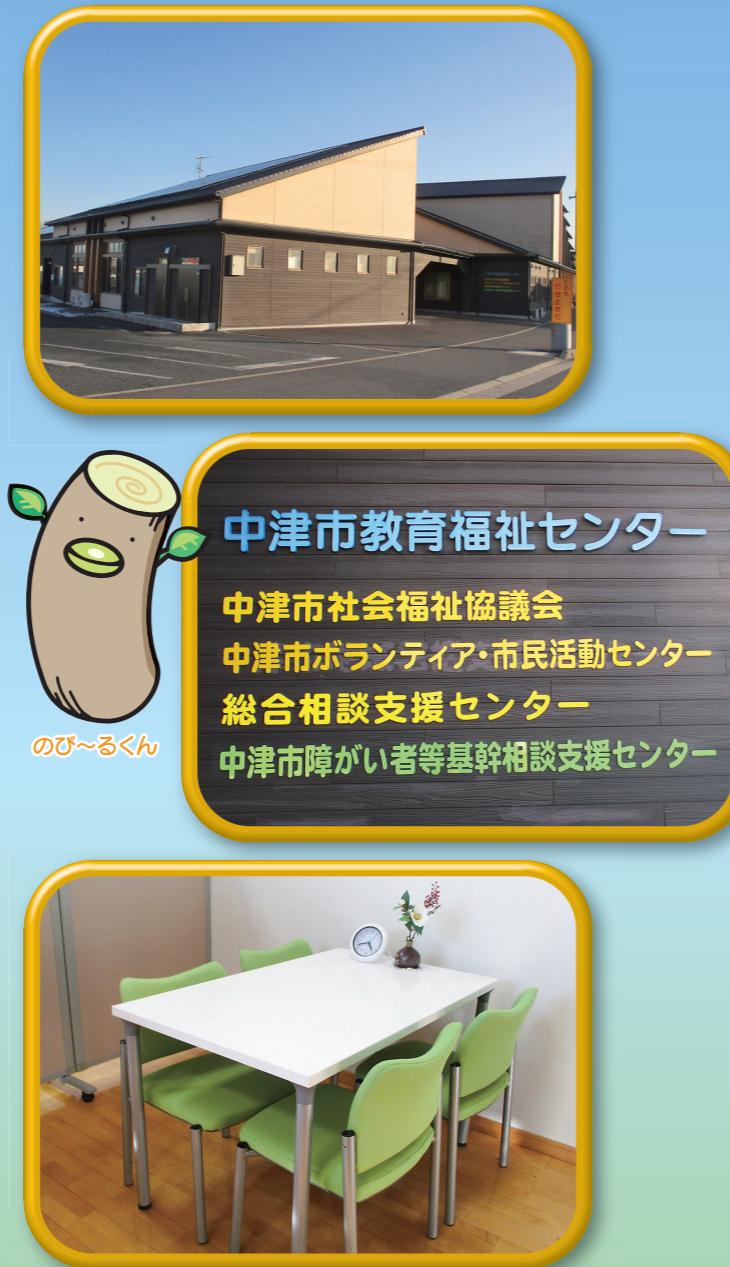


誰もが安心して暮らせる“共生社会”の実現を目指して

中津市障がい者等 基幹相談支援センター

障がいに関するご相談をお受けします

案内図
(中津市教育福祉センター)



中津市障がい者等 基幹相談支援センター

〒871-0021 中津市沖代町1-1-11
(中津市教育福祉センター内)
TEL 0979-26-1555
FAX 0979-26-1556
E-mail nakatsu-kikan@izuminosono.jp



イメージキャラクター
「きかんちゃん」



中津市障害者等相談支援委託事業

★相談の流れ★



中津市障がい者等基幹相談支援センターの役割

障がいのある方やその家族・支援者の方からの障がいに関する相談支援を行います。センターには、社会福祉士・看護師・相談支援専門員などの専門職員を配置しています。障がいのある方等の地域生活を応援するため、相談、情報提供、サービスの紹介などを行い、自立と社会参加をお手伝いします。

住み慣れた地域で、安心して暮らすために、みなさんの不安や負担を少しでも軽くし、障がいのある方と家族等を支える中津市が行う公的事業です。



情報提供

社会資源を活用するための支援、健康管理の方法や介護方法、生活に必要な情報等を紹介し、生活力を高めるための支援を行います。



サービス利用援助

生活情報の提供、ホームヘルパー・ショートステイ等の福祉サービスの紹介、利用に関する助言を行います。

訪問相談

中津市内各所へ訪問相談を行います。事前にご連絡いただければご自宅などへ訪問してご相談を伺います。



障がい者就労支援

生き甲斐をもって自立した生活ができるよう、就労や福祉に関わる機関・団体と協力しながら支援を行います。

関係機関との連携

必要な支援をスムーズに提供できる体制づくりを目指して、児童・保健・医療・教育・就労等の各機関との連携を図ります。

相談受付

月曜日～金曜日：午前8時30分～午後5時 土曜日：午前9時～午後5時

※日・祝日、12月29日～翌年1月3日はお休みです

TEL: 0979-26-1555 FAX: 0979-26-1556



障がいのある方への虐待防止センターも兼ねています

障がいのある方が、下記の行為を受けたときに、支援を行います。

身体的虐待

つねる、蹴る、縛り付ける など

心理的虐待

子ども扱いする、無視をする など

放棄・放任

食事を与えない、受診させない など

性的虐待

わいせつな行為や言葉 など

経済的虐待

年金や賃金を渡さない など

相談受付

虐待専用TEL(24時間365日対応) : 0979-26-1226